



公明党 内山 恵子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて

●新型コロナウイルスの市内感染拡大防止対策と、長期化が予想されるコロナ禍での今後の対策について

Q 感染者との接触有無が早期に判明し、行動を自粛することは、感染拡大防止につながる。国の接触確認アプリCOCOAなどを積極的にPRし、普及啓発に努めては。

A 市長メッセージや防災行政用無線で周知したが、広報などでも紹介していく。

Q 感染を減らすため、非対面申請手続きなど電子化が重要だが、どう考えているか。

A 非対面での対応は、本人確認や手数料の収納方法に課題があるが、今後ますます求められると考えている。

Q マイナンバーカードの所有者が、キャッシュレス決済をした際に還元されるマイナポイント事業は、景気対策となり、カードの普及も期待できる。普及に伴う支援が必要であるが、本市の状況は。

A 申請方法が分からない方などのために、市民課の窓口にタブレット端末を設置し、職員が支援している。

Q 感染の不安や働き方の変化など、市民への影響は家庭内にも及んでいる。今後の対策への一助となる、市民生活の実態調査を実施しては。

A 感染収束が見えず、生活に影響がある中では時期尚早と考えるが、今後、対策本部会議などで検討していく。



二見 昇

災害発生時の避難行動要支援者に対する取り組みは

●新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所について

Q 自力で歩行困難な避難行動要支援者を地域住民だけで避難させるのは困難と思うが、どう考えているか。

A 民生委員など地域の方とも避難誘導など、支援の調整をしており、地域に合わせた共助の力が発揮できる環境づくりを進めていきたい。

Q 新型コロナウイルスに感染している自宅療養者の避難場所は指定されているか。

A 自宅療養者が避難する際は、県協定施設が受け入れられる。災害時、市の要請に基づき、搬送手段の手配や受け入れを県が担任し、自宅から宿

泊医療施設まで送迎される。

●学校における新型コロナウイルス感染症防止策について

Q 学校の再開に当たり、感染リスクを低減させるため、児童・生徒が登校してき

A 児童・生徒は毎朝、家で検温し、健康観察票を提出している。忘れた場合は、別室で教職員が検温し、安心して登校できるよう努めている。

Q 感染防止対策として、共同で使用するドアや水道の蛇口、トイレ、教材などの消毒はどう対応しているか。

A 終業後、教職員が分担して消毒作業を実施しているが、現在は追加配置された補助職員が行っている。

●統一的な基準による財務書類について

Q 統一的な基準による財務書類は、資産や負債、減価償却費などを補完する資料だが、書類から得られる指数や分析結果を今後の予算編成や資産管理に活用しては。

A 限られた財源を効果的、効率的に使用するため、経年比較や書類の数値から得られる指標を用いた分析を行い、活用していきたい。

●綾瀬市公共施設マネジメントについて

Q 公共施設の更新などは費用面の課題がある。将来に向け、財政負担の平準化が必要なため、基金を創設しては。

A 全ての施設を維持することが難しい中で、基金による財源確保は有効であるため、創設に向け、検討したい。



創政会 武藤 俊宏

予算編成などで統一的な基準による財務書類の活用を

Q 本市の児童・生徒数は、昭和58年から半減したが、財政的な視点から、学校の整備をどう考えるか。

A 施設の計画的な整備は、経費削減と財政負担の平準化を図る上で重要である。地域や保護者などの意見を聞きながら再整備を進めたい。

Q 道の駅の整備では、消防庁舎跡地などを利用して、一体化を考えないか。

A 道の駅の計画地は、立地上の利点や他の政策との整合性など、さまざまな視点から比較検討し、決定しており、変更する考えはない。

請願・陳情の審査結果			
付託委員会	件名	審査結果	日果
総務教育	義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する陳情書	令和2年9月9日	趣旨了承
	「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出」を求める陳情	令和2年9月9日	趣旨不承
	国に対し「消費税率5%への引下げを求める意見書」の提出を求める陳情書	令和2年9月9日	趣旨不承
経済建設	新型コロナウイルス感染症に関する陳情	令和2年9月8日	趣旨不承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- 書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- 請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- 請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- 定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- 請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願（陳情）者が数人連署する場合は全員の氏名、住所、押印をお願いいたします。

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)

令和 年 月 日

綾瀬市議会議員長
〇〇〇〇 殿

紹介議員
(署名または記名押印)

請願(陳情)者
住所 〇〇〇〇 印
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨
理由

公職選挙法による禁止行為

◆議員の寄付禁止
◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。

また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。

